〇国土交通省告示第九百八十九号

上 に げ 第 建 を 百 築 不 二 十 三 基 燃 準 材 法 料 条 施 で 第 行 し、 令 項 第二 昭 か つ、 和 号 そ 及 + \mathcal{O} Ţ 五 第 下 年 地 三 政 項 を 不 令 第三 第 燃 兀 材 百三 号 料 \mathcal{O} で造 + 規 八 定 号) に ることその 基 第百 づ き、 + = 他こ 壁 及 条 れ び 第 12 天 九 準 井 項 ず 及 \mathcal{O} る措 室 び 内 第 置 に + 面 \mathcal{O} 基 す 項 準 第 る を 部 号 次 分 並 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 仕 U

令和七年十月三十一日

う

に

定

 \otimes

る。

国土交通大臣 金子 恭之

壁 及 び 天井 て の 室 内 に 面する部分の仕上げを不燃材料でし、 か つ、 そ 0 下 地 を 不 燃 材 料 で 造 るこ

とそ \mathcal{O} 他 $\sum_{}$ れ 12 準 ず る 措 置 \mathcal{O} 基 準 を 定 \Diamond る 件

材 項 料 第 建 で 匹 築 造ることその 号 基 準 に 規 法 定 施 す 行 Ź 令 他 壁 第 これ 及 百 + び に 準 ·二 条 天 井 ず \mathcal{O} 第 る措 室 九 内 項 置 及 に \mathcal{O} び 面 基 第 す 準 る + は 部 項 分 次 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 仕 各 号 上 号 げ 並 \mathcal{O} を不 び 1 に ず 第 燃 れ 材 百 カゝ 料 二十三条 に掲 でし、 げ るも 第 か つ、 0 項 とする。 その 第二 下 号 及 地 を び 不 第 燃

- 仕 上 げ を 厚 さが <u>二</u> 十 五. ? IJ メ 1 ル 以 上 \mathcal{O} コ ン ク IJ] 1 ですること。
- 仕 上 げ を 厚 さが 三十ミリ メ 1 ル 以 上 \mathcal{O} れ ん が で すること。
- \equiv メ] 仕 1 上 ル げ 以 を 厚さ 上 \mathcal{O} 窯 が 業 五 ? 系 サ IJ イデ メ 1 1 ン ル グで造ること。 以 上 \mathcal{O} 陶 磁 器 質 タ 1 ルル でし、 か つ、 その下 地 を厚さが 十二ミリ

兀 材 化 料 仕 セ に メ 上 限 ン げ を る。 1 繊 板 維 を一 強 に 規 化 枚 定 セ メン 以 す 上 る 1 張 0 板 た \bigcirc 日 ŧ け 本 7 \mathcal{O} 産 で 酸 業 力 規 ル 格 そ シ \mathcal{O} ウ 厚 以 Δ 下 さ 板 \mathcal{O} 又 J 合 は 計 I \bigcirc S を二十二ミリ 八 とい け 1 う。 酸 力 メ ル シ A 五 1 ウ ル L 兀 以 板 上とするこ に \bigcirc 適 繊 す 維 強

六 七 五. 化 化 セ セ 仕 仕 仕 メン 上 上 メン 上 げ げ げ \vdash を厚 を を 1 厚 板) ガ 板 さ さ ラ に ス が に が 規定する〇・二け 三十 二十五ミリ 規 繊 定す 維 五ミリ 混 る 入セ \bigcirc メ メ メント板を二枚以上] 五] 1 け } **,** \ 1 ル ル 酸 以 酸 以 力 上 上 力 ル ル \mathcal{O} \mathcal{O} シ シ 繊 繊 ゥ ウ 維 維 ム Δ 強 強 張っ 板 板 化 化 に に セ セ た 適合するも 適 メン メン ŧ 合 ので す } \vdash る 板 板 し、 ŧ Ĵ Ĵ \mathcal{O} \mathcal{O} そ に に Ι Ι 限 \mathcal{O} 限 S S 厚 る。 る。 さの A Α 五. 五. ですること。 ですること。 合計を十八ミリ 四三〇 Ξ 繊 繊 維 維 強 強

九 八 告 メ 示 仕 仕 第 上 上 1 千 げ げ ル 兀 を を 以 厚さが 百三十 厚 上 さが とす 九 二十七ミリメ 二十五ミリメ ること。 号 に 規 定 す] る] 1 木 1 材 ル ル 等 以 以 上 又 上 \mathcal{O} は \mathcal{O} モ 難 ル 燃 0 タ 材 くい ル 料 ですること。 で でし、かつ、 造ること。 その下 地 を 平成· 十二年 建 設 省

+ 両 仕 面 塗 上 げ り \mathcal{O} を 厚 壁 土 ż で が し、 三十ミリ か つ、 メ 下 地 1 を ル 小 以 舞 上 下 \mathcal{O} 地 片 で 面 造 涂 ること。 り 又 は 各 面 \mathcal{O} 厚 さ が <u>-</u> 十 五. ミリ メ 1 1 ル 以 上 \mathcal{O}

+ 仕 上 げ を厚さが二十一ミリ , メ 1 ル 以 上 \mathcal{O} 強 化せっこうボ] ド J I S A 六九〇一 (せ つ

こうボード製品) に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。)ですること。

を二枚以上 仕上げをせっこうボード 張ったものでし、 その厚さの合計を二十一ミリメートル以上とすること。 **(**ボ ード用原紙 の厚さが○・六ミリメートル以下のものに限る。

附則

こ の 告示 は、 建築基準 法施行令の一 部を改正する政令 (令和七年政令第三百十号) の施行の日 (令

和七年十一月一日)から施行する。